

2011年12月 6日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年11月

Contents

税務法規

1. 『資源税暫行条例』の改正に関する決定
2. 研究開発機構の購入設備に係る徴税政策の継続に関する通達
3. その他の通達

商務法規

1. 『企業内部統制監査実務指針の実施に対する意見』の発表に関する通達
2. その他の通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年11月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年11月11日 第2011027号
- ▶ 2011年11月25日 第2011028号

Japan Business Servicesグループで、2011年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 『資源税暫行条例』の改正に関する決定(国務院令[2011]605号)

概要

『資源税暫行条例』を改正する。施行日は2011年11月1日。主要な改正点は以下の通り。

	旧条例		新条例	
税額計算	納税額＝課税数量×単位税額		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従価定率課税 納税額＝販売額×比率税率 ▶ 従量定額課税 納税額＝販売数量×定額税率 	
自己使用	採掘・生産した課税品を自ら使用した場合は課税対象とする。		採掘・生産した課税品を自らの継続的な生産活動に用いる場合は課税対象としない。その他の自己使用は販売とみなし、課税対象とする。	
税率/税額	品目	税額	品目	税率
	1. 原油	8～30元/t	1. 原油	5～10%
	2. 天然ガス	2～15元/千m ³	2. 天然ガス	5～10%
	3. 石炭	0.3～5元/t	3. 石炭	
			瀝青炭	8～20元/t
			その他	0.3～5元/t
	4. その他非金属	0.5～20元/t (又はm ³)	4. その他非金属	
			一般非金属	0.5～20元/t (又はm ³)
			希少非金属	0.5～20元/k(又はカラット)
	5. 鉄及び合金	2～30元/t	5. 鉄及び合金	2～30元/t
	6. 非鉄金属	0.4～30元/t	6. 非鉄金属	
			レアアース	0.4～60元/t
			その他	0.4～30元/t
7. 塩		7. 塩		
固体塩	10～60元/t	固体塩	10～60元/t	
液体塩	2～10元/t	液体塩	2～10元/t	

所見

資源税改革については、まず新疆ウイグル自治区で2010年6月1日に、他の西部地区で2010年12月1日に、それぞれ原油及び天然ガスに対する課税方式が変更されていた。今回の改正は、この資源税改革の対象範囲を全国に拡大するものであるといえる。

原油及び天然ガスに対する課税方式は従量定額課税(原油 8~30元/t、天然ガス 2~15元/千 m^3)から従価定率課税(5~10%)に変更されている。先行している新疆ウイグル自治区では税収が1年間で36億元増加しており、他の地域でも同様の税収増が予想される。

また、石炭(瀝青炭)に対する税率が0.3~5元/t から8~20元/tに大きく引き上げられている点も注目値する。

関連法規

- ▶ 『新疆ウイグル自治区における原油及び天然ガス資源税改革に係る規定』の公布に関する通達(財税[2010]54号)
- ▶ 『西部地区における原油及び天然ガス資源税改革に係る規定』の公布に関する通達(財税[2010]112号)

2. 研究開発機構の購入設備に係る徴税政策の継続に関する通達(財税[2011]88号)

概要

研究開発機構の購入設備に係る徴税政策を継続する。2011年1月1日から遡及適用。主要内容は以下の通り。

税制上の優遇措置

設備輸入に係る税金の免除及び国産設備の購入に係る増値税の全額還付を継続する。

- ▶ 所定の要件を満たす外資研究開発機構による設備の輸入に対して、関税、増値税、消費税を免除する。
- ▶ 所定の要件を満たす内資/外資研究開発機構による国産設備の購入に対して、増値税を全額還付する。

外資研究開発機構の優遇措置の適用要件

設立時期	出資要件	人員要件	設備要件
2009年9月30日以前	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資総額(独立法人でない場合は研究開発総投入額¹)が500万米ドル以上 ▶ 年間研究開発支出額²が1,000万元以上 	基礎研究、応用研究、試験発展活動に従事する人員及び資料、材料、設備に係る役務の提供に直接に従事する人員の人数 ³ が90人以上	設備の購入額が設立以降、累計で1,000万元以上
2009年10月1日以降	投資総額(独立法人でない場合は研究開発総投入額)が800万米ドル以上	上述の人員の人数が150人以上	設備の購入額が設立以降、累計で2,000万元以上

1. 研究開発総投入額とは、外商投資企業が研究開発機構の設立・建設に投入した資産を指し、今後投入予定の約定済みの資産も含まれている。購入済及び購入予定の資産購買契約書のリストを税務局に提出し、研究開発総投入額の根拠資料とする。
2. 年間研究開発支出額とは、直近2年間に発生した研究開発支出額の年平均額を指す。設立から2年が経過していない場合は、任意の連続する12カ月の実際の研究開発支出額を年間研究開発支出額とする。また、現金及び実物資産の投入が支出額全体の60%以上を占める必要がある。
3. 1年以上の雇用契約を締結している人員が該当する。申請日の前日の人数を基準とする。

内資研究開発機構の優遇措置の適用要件

優遇措置を享受できる内資研究開発機構の範囲は以下の通りである。

- ▶ 科技部、財政部、税関総署、国家税務総局が認定した、研究開発体制の改革により法人に組織変更する機構、または企業内で科学研究・技術開発に従事する機構
- ▶ 国家発展改革委員会、財政部、税関総署、国家税務総局が認定した国家プロジェクト研究センター
- ▶ 国家発展改革委員会、財政部、税関総署、国家税務総局、科技部が認定した企業技術センター
- ▶ 科技部、財政部、税関総署、国家税務総局が認定した国家重点研究所、国家プロジェクト技術研究センター
- ▶ 財政部、国務院の関連部門が認定したその他の科学研究・技術開発機構
- ▶ 国務院部委、同直属機構、省、自治区、直轄市、計画単列市所属の科学研究に専門的に従事する研究所
- ▶ 国家が承認する専科以上の学位を授与する資格を持つ高等教育機関
- ▶ 財政部、国務院の関連部門が認定したその他の科学研究機構、教育機関

優遇措置の対象設備

優遇措置の対象となるのは、科学技術研究、教育、開発のために必要な実験設備、装置、機械であり、通達に列挙されている。

累計購入額の計算には、輸入設備と国産設備の購入額をいずれも含める。すでに購入を約定し、当年内に納品予定の設備の購入額も算入できるが、当該設備については購買契約書のリストと納品期限を提示する必要がある。

優遇措置の適用期間

優遇措置の適用期間を延長し、新たな適用期間は2011年1月1日～2015年12月31日とする。優遇措置は要件を満たした翌月から享受することができ、すでに納付済みの輸入税金については、税関に還付申請を行うことができる。

政府部門の管理

通達では、税関及び国税部門に対し、対象設備に対する管理を強化することが求められている。対象設備の譲渡、販売、他の用途への転用その他は、関連規定に従って処罰し、かつ違法行為の発見日から1年間は優遇措置の適用を認めない。刑事責任を負う場合は、当該期間は3年間となる。

関連法規

- ▶ 『技術開発のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する暫行規定』及び『科学研究・教育用のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する規定』の改正に関する決定(財政部、税関総署、国家税務総局令[2011]63号)
- ▶ 研究開発機構の購入設備に係る徴税政策に関する通達(財税[2009]115号)
- ▶ 外資研究開発機構の購入設備の免税・還付資格の審査方法に関する通達(商資発[2010]93号)

4. その他の通達

- ▶ 『中外合作陸上石油資源開発管理条例』の改正に関する決定(国务院令[2011]606号)
- ▶ 『中外合作海上石油資源開発管理条例』の改正に関する決定(国务院令[2011]607号)
- ▶ 資産再編に係る営業税の取扱に関する公告(国家稅務總局公告[2011]51号)
- ▶ 鉄道建設債券利息収入に係る企業所得稅の取扱いに関する通達(財稅[2011]99号)
- ▶ 中国・ケイマン諸島納稅に関する情報交換協定(英文版)
- ▶ 『新疆ウイグル自治区の經濟的に困難な地域における産業育成のための企業所得稅優遇措置目録(試行)』の公布に関する通達(財稅[2011]60号)
- ▶ ソフトウェア製品に係る増値稅の取扱に関する通達(財稅[2011]100号)
- ▶ 複数の鉄道運送企業が協力して行う運送業務に係る營業稅の取扱に関する通達(国家稅務總局公告[2011]52号)

商務法規

1. 『企業内部統制監査実務指針の実施に対する意見』の発表に関する通達(会協[2011]66号)

概要

内部統制監査に関する諸事項(監査業務の受託、監査戦略及び監査計画の策定、監査報告書の発行等)の要件を規定する。2012年1月1日から適用開始。

所見

企業内部統制基本規範』及び『企業内部統制監査実務指針』により、所定の基準を満たす企業に対しては、内部統制監査の監査法人への委託が求められている。従来、このような内部統制監査の外部委託は株式公開時や借換時にのみ行われていた。

2012年1月1日より、上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場している全ての企業は内部統制監査が義務付けられる。

4. その他の通達

- ▶ クロスボーダー人民元直接投資の関連問題に関する通達(商資函[2011]889号)
- ▶ 外商直接投資人民元決済業務管理弁法(中国人民銀行公告[2011]23号)
- ▶ ハイテク化促進重点領域ガイドライン(2011年版)(国家發展改革委員會・科学技術部・工業情報化部・商務部・国家知識產權局公告[2011]10号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

顧 嶂 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasuji@cn.ey.com +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

広州

長内 幸浩 監査
yukihiko.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

氏原 基喜 税務・移転価格
michael.ujihara@cn.ey.com +86-755-2238-5651

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
satoshi.kitahama@hk.ey.com		+852-2846-9700
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001553

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china